

発行所(郵便番号100)
 東京都千代田区丸の内2-4-1
 丸の内ビルディング781号室
 社団法人スウェーデン社会研究所
 Tel (212) 4007-1447
 編集責任者 高須裕三
 印刷所 関東図書株式会社
 定価100円(年間購読料千円)
 1973年8月25日発行
 第5巻 第8号
 (毎月1回25日発行)
 昭和44年12月23日第3種郵便物認可

スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol. 5 No. 8

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning
 (The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)
 Marunouchi-Bldg., No. 781, Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

スウェーデンにおける所得分布

Income Distribution in Sweden

理事内藤英憲

Prof. Hidenori Naito

スウェーデンが福祉国家として、1つのモデル的存在となっている背後には、その高い所得水準が、あずかっているのはいうまでもない。1970年における1人当たりGNP(市場価格)は、4,350ドルであって、これはアメリカ(4,760ドル)に次ぎ世界第2位であり¹⁾、わが国(2,220ドル)

の2倍弱にあたっている。

しかしながら、スウェーデンの個人所得に関し、著しい特徴をなすのは、むしろ分配の平準化傾向であろう。まず、その機能的分配の事情を示せば、表1のごとくである。これは経済活動人口の産業別、地位別平均所得であるが、みられるように、家事労働者等特殊なものを除いては、各所属産業によって、その平均所得にさほどの格差がないばかりでなく、雇主、被用者の間にも断然たる開きはないのである。のみならず、この平均値をめぐる分散もまたいたって小さい。わが国のように、土地所有者、会社重役、医者その他の特殊な階級が、異常に高い所得をえているというようなことはないわけである。

この機能的分配の平等については、次の分類が有名である。すなわち、大地主、企業主、高級サラリーマンなどから構成される、総活動人口の8パーセントを第1階級とし、中小地主、職人、一

表1

| 地位別, 産業別所得 | 1969 | |
|-----------------|---------|----------|
| | 人口 | 1人当たり年所得 |
| (雇主) | (1000人) | (K r) |
| 農林水産狩猟業 | 157.0 | 16,005 |
| 鉱工業 | 40.1 | 25,187 |
| 建設業 | 24.6 | 26,889 |
| 商業, ホテル, レストラン業 | 63.6 | 25,261 |
| 運輸, 通信業 | 28.7 | 29,257 |
| 一般管理業, サービス業 | 35.7 | 32,569 |
| その他 | 2.2 | 14,410 |
| (給与所得者) | | |
| 農林水産狩猟業 | 156.7 | 14,026 |
| 鉱工業 | 1,277.0 | 21,044 |
| 建設業 | 339.3 | 22,822 |
| 商業, ホテル, レストラン業 | 530.8 | 16,168 |
| 運輸, 通信業 | 286.6 | 22,695 |
| 一般管理業, サービス業 | 1,229.3 | 19,673 |
| その他 | 65.4 | 7,166 |
| 経済活動人口 | 4,236.8 | 19,882 |
| 経済非活動人口 | 1,010.1 | 8,873 |
| 合計 | 5,246.9 | 17,786 |

資料: Statistisk årsbok, 1971

No. 8 目次

| | |
|-----------------------------|----|
| スウェーデンにおける所得分布.....内藤英憲 | 1 |
| スウェーデンの老人福祉について(3).....戸川佳和 | 4 |
| スウェーデン短信..... | 10 |
| ドクター・ヘルマンソン女史来駕..... | 11 |
| 資料紹介..... | 12 |

般サラリーマン、セールスマン、店主などからなる48パーセントを第2階級とし、肉体労働者、下層のサービス業従業者、家事労働者などの44パーセントを第3階級とすれば、それぞれの年平均収入は、1965年でそれぞれ、2万8,000クロノール、1万7,000クロノール、1万6,000クロノールであったというのである²⁾。もっともこの数字は、所得税のための公表数字であって、低目に出ているという意見もある。その意見によれば、課税されない所得を含めると、第1階級8パーセントのうち、1.4パーセントは5万クロノール以上の所得があり、残りのものでも、3万4,000クロノール以上の所得があったという。しかし、たとえそうであっても、格差はせいぜい2~3倍ということであり、機能的分配の平準化は疑うべくもないところである。

このように機能的分配の平準化は、当然人的分配の平等に帰結するであろう。その人的分配の事情は、表2に示される。表2は全部の所得者に関する統計で、その中には、老令者や、パートタイマーなど、経済非活動人口や不完全就業者などを含んでいるから、これらを切って議論することにする。つまり、表2のうちの年所得2万クロノール以上の約200万人をフルタイムの就業者とみなして、人的分配をみようというわけである。もち

表2

| 階級別所得者数 | | 1969 |
|---------------|------------------|--------------------|
| 所得階級 (Kr) | 所得者数 (1,000人) | 累積所得者数 (1,000人) |
| 100,000— | 21.8 | |
| 80,000—99,999 | 20.3 | 42.1 |
| 60,000—79,999 | 57.5 | 99.6 |
| 50,000—59,999 | 68.1 | 167.7 |
| 40,000—49,999 | 157.0 | 324.7 |
| 35,000—39,999 | 164.5 | 489.2 |
| 30,000—34,999 | 301.7 | 790.9 |
| 25,000—29,999 | 518.6 | 1,309.6 |
| 20,000—24,999 | 678.1 | 1,987.6 |
| 15,000—19,999 | 659.5 | 2,647.1 |
| 10,000—14,999 | 682.7 | 3,329.8 |
| 7,500—9,999 | 452.0 | 3,791.8 |
| 5,000—7,499 | 551.5 | 4,333.3 |
| 2,500—4,999 | 284.5 | 4,617.8 |
| —2,499 | 172.9 | 4,790.7 |
| 申告なし | 538.1 | 5,328.8 |

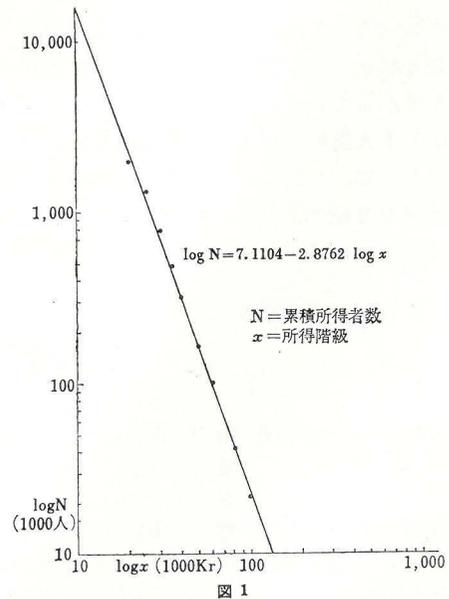
資料：Statistisk årsbok,1971.

ろん、この見方は完全ではないが、大蔵省の報告によれば、成年(21才以上)の約40パーセントがフルタイムの就業者³⁾ということになっており、それが丁度200万人程度であるから、ここに表2の上位200万人をもって、そのフルタイムの就業者とみなそうということであって、大綱的には許される処理と考える。

さて、表2の年所得2万クロノール以上の200万人に対して、人的分配の不平等の尺度として、例のパレート線を計算してみよう。結果は、図1にみられるように、パレート係数2.88をうる。周知のようにパレート係数は、数値の大きいものほど分配が平等であることを示す指標であるが、この2.88は結論的にいえば、非常に大きな数字だといえることができる。つまり、表2に示される所得分布は非常に平等だということである。

パレート線図 1969.

図1



ちなみに、わが国のパレート線を計算してみると、昭和45年度で申告所得に対して1.43、給与所得に対して2.06であり⁴⁾、また例のコーリン・クラークの研究によっても⁵⁾、パレート係数が2.0を越す例は、先進社会では非常に少ないのであって、いかにこの2.88が強い平準化傾向を示すものであるかがわかる。

わが国にも、終戦後しばらくの間は、パレート係数が2.0をいく分越える時期があった。当時は生活給ということで、重役も新人社員も、相対的所得差の少なかった時代であったわけだが、いってみれば、スウェーデンの所得分布は、所得水準

の絶対額においては、当時のわが国と比較すべくもないが、人的分配状況そのものは、当時のわが国より、更に平等の状態にあるのだといえよう。

更に平等化は、この1969年に限るものでないこ

表 3

| 独身者税負担 1971. | | | | | |
|--------------|--------------|--------------|------------|--------|------|
| 総所得 | 国 税 (所得税) | 地方税 (所得税) | 基本年金 掛金 | 負担合計 | 負担率 |
| (K r) | (K r) | (K r) | (K r) | (K r) | (%) |
| 6,000 | 119 | 283 | 59 | 461 | 7.7 |
| 10,000 | 502 | 1,194 | 251 | 1,947 | 19.5 |
| 15,000 | 995 | 2,366 | 497 | 3,858 | 25.7 |
| 20,000 | 1,491 | 3,546 | 745 | 5,782 | 28.9 |
| 30,000 | 3,363 | 5,905 | 1,241 | 10,509 | 35.0 |
| 50,000 | 9,714 | 11,562 | 1,500 | 22,776 | 45.6 |
| 100,000 | 30,324 | 23,604 | 1,500 | 55,428 | 55.4 |

Ministry of Finance, The Swedish Budget 1972—73,
1972, P. 128

とを注意すべきである。すなわち、1961年には2.73、1962年には2.70、1965年には2.88というパレート係数が計算されているのであって⁶⁾、少くとも近來の傾向として、パレート係数がおおむねこの附近にとどまっていることを確言できるのである。そして、表2は課税前の数字であるから、現代のスウェーデン社会には、たとえば、強力な労働組合等、そもそも強い平準化圧力が常に存在するのだとみなしてよからう。

そして、可処分所得は課税その他によって、平等化の方向へ一層拍車をかけられる。その累進課税の様子は表3のごとくである。これは、対独身者税率であって、配偶者のある場合は、年額1,800クロノールが税額から控除され、子供がいる場合は、税額控除はないが、子供1人につき年額1,200クロノールが児童手当として現金支給される。しかし、そういう面を考慮に入れても、この累進率はかなりきびしいといえるであろう。

マクロ的にみてみよう。表4は、可処分所得の内訳である。みられるように、要素所得合計1,223億クロノールのうち、税その他で442億クロノールが政府へ吸上げられ、そのうち261億クロノ

ルが年金等、なんらかの形で家計へ還流している。その過程で、高額所得者から低額所得者への移転がなされるわけであるが、この還流分は要素所得合計の21パーセント強に達しており、この面での平準化圧力も相当のものであることがわかる。

高い所得水準のもとにおける平等な分配、これがスウェーデンの所得分配の実情であるということができよう。

表 4

| 可処分所得の構成 1971. | |
|-------------------------|-----------------|
| 雇用者所得 | 99,688 (100万Kr) |
| 個人業者所得 | 9,203 |
| 個人財産所得 | 1,427 |
| その他の要素所得 | 12,064 |
| 要素所得合計(1) | 122,382 |
| 直接税および年金掛金等 | 43,313 |
| 災害保険掛金 | 914 |
| 家計から政府へ(2) | 44,227 |
| 家計への移転所得(児童手当等 住宅手当) | 8,879 |
| 社会保険給付(年金等) | 16,350 |
| 災害保険給付 | 883 |
| 政府から家計へ(3) | 26,112 |
| 可処分所得{(1)-(2)+(3)} | 104,267 |

資料: The Ministry of Finance and the National
Institute of Economic Research, Revised National
Budget, 1972, P. 116.

注

- (1) Scandinaviska Enskilda Banken, Some Data about Sweden, 1970, P. 79.
- (2) P. A. Austin, The Swedes, 1970, Pp. 72—73.
- (3) Ministry of Finance, Swedish Economy 1971—1975, P. 178.
- (4) 「国税庁統計年報書」の年所得70万円以上の所得層について計算したが、それでも全所得人員の80パーセント弱をカバーしている。
- (5) Colin Clark, Conditions of Economic Progress, 1940, 2nd ed, Pp. 532—9.
- (6) 拙稿「スウェーデンの商業活動について」国民金融公庫調査月報1969年8月。

(注、本稿は昭和47年度厚生省厚生科学研究補助金による研究成果の一部である)

スウェーデンの老人福祉について (3)

Welfare of the Old Age in Sweden

神奈川県民生部主事 戸川佳和

Mr. Yoshikazu Togawa Department of Welfare

Kanagawa Prefectural Government

本稿は、戸川主事が、同県の第3回海外派遣研修生として、昭和46年9月から11月まで2ヶ月間スウェーデンで老人福祉の研究調査をされた結果をまとめられたもので、神奈川県民生部編「民生部福祉時報」(昭和48年)No.15の第4章および第5章より、同主事のご好意により転載させていただいたものでありまして今回はその第3回目、第5章に当たります。

第5章 施設援護対策

—Closed care—

第1節 老人ホーム発展の経緯

スウェーデンの老人ホームは、20世紀初期、それまで病人や貧民を保護する施設であった救貧院を母体として生まれたものである。救貧院は、老人にせよ、若者にせよ、疾病、精神薄弱及び精神障害のために貧困に陥れば、誰れでも入所できたが、実際、入所者の大部分は老人であった。こうした救貧院がはじめて建てられたのは17世紀であり、さらに18世紀末には法律により施設介護の責任が小地域自治体(コミュニティ)に課せられた。しかし、20世紀に入って年金保険法が制定され所得保障が確立すると救貧院の対象者である老人は次第に減少してきた。

救貧院、そして初期の老人ホームのもつイメージは暗く、一般人が老後を過ごす生活の場とは考えられなかった。パーティレ・コミュニティでこの時期に建設された老人ホームを見学した。この老人ホームは2階建の古い建物で、廊下や階段は狭く僅かに往時の面影を伝えていたが、内部はほとんど改装されていた。

以後スウェーデンが農業国から工業国へと変貌をとげ経済的繁栄を享受するようになると、従来の貧困者にも経済的生活面に新しい可能性が開けてきた。こうして単なる経済的理由だけでは施設収容の対象者たり得なくなり、同時に健康な一般老人は、年金受給者住宅に住むことができるようになった。コミュニティの施設に入所する者は、多くの場合障害者か何らかの介護を要する老人に変わってきた。

他方老人ホーム自体の近代化も進められ、入所

者の処遇向上と職員の労力軽減を目的とした設備の充実に十分配慮がなされてきた。今や老人ホームは「収容施設」ではなくて「老人アパート」に変容しているといえよう。そして老人ホームに対する需要は極めて強く入所希望者のすべてを入所させることができないほどの魅力をもつまでになった。また近隣に居住する一般老人との交流が盛んになり、地域福祉活動の拠点ともなっており地域社会に融合している。

老人の施設介護に対する責任は、病人ではないが1人では生活上困難をきたす者についてはコミュニティが負い、病気になった老人については県が負っている。県は医療に関する一般的責任を負っているため、老人の施設介護についてもこうした責任分担が生じたものと思われる。

老人ホームの形態は法律で決められておらず、どのような形態の老人ホームが老人にとって最適であるかはコミュニティが決定する。従ってコミュニティではあらゆる角度から老人ホームの検討を進めている。イエテボリーでは、次の3種類の老人関係施設がある。

1. 通常の「老人ホーム」
(home for the aged)
1. サービス・ハウス
(service home)
3. ナーシング・ホーム
(nursing home)

通常の「老人ホーム」はスウェーデンの各地に見られるポピュラーなものであり、居室(個室)に台所がついていないため、食事は個室では不可能で食堂に集まってすることになっている。この老人ホームにもコミュニティによって若干の差があり、例えばイエテボリーのある施設では食堂が1

階と2階にあって、1階は近隣の自宅、或は年金受給者住宅に住む老人も来て入所者と共に食事ができる広い食堂で、2階には入所者だけしか利用できない狭い食堂があったが(どの食堂で食事をとるかは全く入所者の自由である。)、他のコミュニオンではこうした2種類の食堂をもつ施設は見られなかった。また、ナツカ・コミュニオンでは2つの棟を渡り廊下で結び、一つの棟は1人で外出できるような元気な老人を入所させているが、他の棟では1人では外出できないほど身体が弱っている老人を入所させている。こうした施設も他のコミュニオンでは見られなかった。

サービス・ハウスは、個室に炊事設備があり(この点で通常の老人ホームとは異なる。)、また多数の入所者が集まって食事できる食堂もあるので、入所者は食堂で他人と共に食事することもできるし、自分の居室で自ら料理して食べることもできる。これは最も新しい形態の老人ホームということだった。

サービス・ハウスは居室にトイレ及び台所がある点で一般住宅と共通しているが、他面食堂もあり、寮母、看護婦等をおいている点で一般住宅とは異なる。

最後のナーシングホームは特別養護老人ホームと老人病院の性格をあわせもつものである。

第2節 老人ホームの入所者と入所基準

老人ホームの医療に責任をもつ医者が、老人ホーム入所者に関する調査について1962年国家社会政策委員会に提出した報告書は、次のように述べている。

1. 入所者約40,000人のうち約10%は対象者にふさわしい特別な介護を行なう施設に収容すべきだと考えられる。

約2,500人は長期療養を目的とした施設入所対象者で、約1,000人は精神病院の入所対象者である。

2. 大部分の入所者は極めて高齢で、約50%は80歳以上、約25%は75歳~79歳であった。
3. 老人ホームの入所者で1964年に死んだ者の約76%がその老人ホームに生活して4年に満たない者である。10年以上老人ホームで生活していた者は、わずか6.6%にすぎない(死亡者総数約9,700人)
4. 1964年の入所率は平均93%である。

以上の調査結果報告は、老年期の初期には老人ホームの入所が困難であることを示している。次に老人ホームの入所基準について述べよう。

前述したように経済的理由、即ち貧困というこ

とだけでは入所理由にはならない(この点は日本と非常に異っている)。単なる貧困老人は公的扶助制度の対象者であって、老人ホームの入所対象者ではないのである。老人ホームの入所理由は身体上及び(又は)医療上の看護の必要性である。従って、入所対象者として考えられるおもな者は次のとおりである。

1. 老齢のため自分の生活環境のなかで自分で身の廻りの世話ができないほど身体が弱くなっている者。こうした事情にある老人は、例え立派な住居に住み、家庭奉仕員の介護を受けていても老人ホームの入所対象者になる。夜間介護の必要性が入所を決定的にする場合が多い。

2. 病気になった老人(但し、医学的リハビリテーションを必要とする者及びナーシング・ホーム(Nursing home)で行なわれるような介護を必要とする者を除く。)

ねたきり老人は、ナーシング・ホームの対象者であって一般の老人ホームには入所できないが、次の者も一般の老人ホームへの入所を拒否されている。

1. 病気になっているが、その病気について徹底的に診断を受けていない老人
2. 同僚に迷惑をかける程度の精神障害者
少しぐらい記憶力が減退していても、そのために入所を拒否されることはない。しかし、一般に自分の部屋がどこか、どこに住んでいるかぐらいの記憶力が必要である。
3. 病院で生涯看護を受けなければならないような病人
4. 毎日何時間も付添人を置かなければならないような看護を必要とし、しかもそうした状態が永続する病人

いったん老人ホームに入所した者が病気になった場合は、一般的には病院に入院させられる。しかし、それは原則であって病院が満床のときは老人ホームに置いたまま老人ホームが医療を施す場合がある。このようなときは、病院が老人ホームに所要経費を支払う。

第3節 老人ホームの現況

1. 増床(定員増)計画

スウェーデンには現在1,300以上のコミュニオン立の老人ホームがある。定員は1965年末現在で約49,000床。そのうちの約50%は1947年以後建設された老人ホームの定員である。

1964年6月スウェーデン全国で不足している定員数は8,400床だった。その後高齢層の老人が増え続けているので、いまだに不足の状態が続い

ている。

社会庁は、老人ホームの建設に際して設置目標にしている定員（ベッド）は農村や過疎地においては、1970年の70歳以上人口の10%と見積っており、都市においては、70歳以上老人の約7%としている。

2. 施設構造と入所者の生活

(1) 定員

20年前は小規模老人ホームが好まれた。しかし、社会庁は老人ホームの規模は最低40床にすべきで、施設規模は大きければ大きいほどよいと述べている。都市のコミュニンのなかには100床以上の定員をもつ施設がある。

1960年に新設した老人ホームは48施設で、このうち25未満のベットしか持っていない施設は13あった。しかし、1970年の初期には100施設が建設中だったが、25未満のベットしか持っていないのはわずか3施設しかなく、32施設が60以上のベットを持っている。

(2) 個室

現在は、入所者の55%は個室に住んでいる。最近建てられた老人ホームでは95~100%の入所者がトイレ（Toilet-room）つき個室に住んでいる。個室の広さは最低12㎡で、家具を置くことができるようになっていく。日本には個室に住んでいては孤独に陥りはしないかという考えがあるが、こうした考えは全く誤りであってそうした危険は少しもない。むしろ個室は居住者の城であって最低限のプライバシーを保持するのに不可欠なものである。つまり、一般人が自らの城として自分の住居を持つのと全く同じである。個室を持つことによってはじめてプライバシーを保持し、同時に自由意思で最も気の合う隣人を選択できるのである。これは一般社会にみられる「近所づき合い」と同質のもので、個室の住人は一般社会のアパートの住人と何ら異なることはない。個室の設置は老人の人格尊重の理念に基づくものである。日本では1室に数人住んでいるのが常態であるが、入所前までの人生の大半の生活涯を異にした者達が老年期に入って同居させられ、それが人生を終わるまで続くと考えると同居に伴う精神的苦痛は相当大きいといえよう。こうした観点からスウェーデンの個室は入所者に精神的安定を与えているものと思わる。

日常生活については、入所者の世話と生活指導は寮母が行ない、掃除は施設職員がする。

(3) 入所者の社交の場とその他の設備

入所者の社交の場としては、食堂、談話室、及び集會室がある。

食堂は前述したとおり近隣の自宅に住む老人も利用できるもので、入所者は近隣の老人とも交際できる。談話室には勿論、テレビが備えてある。また、集會室に俳優、歌手等を招いて演劇会を開くこともあるという。

入浴は入浴担当職員がついて入浴させる。下肢または腰部が弱い老人は、機械で容易に自由に動かすことができるベッドに乗せたまま浴槽に沈めるので、職員は入所者を比較的楽に入浴させることができる。日本ではこうした入浴装置を使用している養護老人ホームはない（神奈川県立箱根老人ホーム（特別養護老人ホーム部門）には設置している）。

また、作業室を設置し、作業指導員を置いて入所者に種々の作業を指導している。作業内容は入所者が自分で選択することになっており、手芸が圧倒的に多い。材料は老人ホームに一括して購入してあり、それを入所者が必要に応じて買って自分の好みに応じたものを作る。従って、作った製品は自室に飾ったり、親族に贈ったりするケースが多く、まったく作った本人の意思次第ということになる。

マルメ・コミュニンの老人ホーム「オーレスト・ゴールデン（Öresund Gården）」の作業場は非常に大きく、入所者各自が製品を自己のものにしたり他人に贈ったりする場合の作業場と業者から受注して生産する作業場が同一室内にあり、いずれの作業場で作業するかは入所者の自由意思による。さらに老人ホームには図書室（談話室とはまったく別）があり、図書室にはコミュニンの図書館が図書を配達し、定期的に図書の入れ換えを行なっている。

その他、機能訓練を行なう機能訓練室、足の治療を行なう部屋、医務室、サウナ風呂等が設置してある。前述のオーレスト・ゴールデンには入所者（老人）も一般人と同様の生活をしてよいはずだという考えから酒を飲める所謂「スタンド・バー」の設備もある。

(4) 設置場所

社会庁は、老人ホームはコミュニンの中心地に建設すべきで、その方が社会資源がよりよく組織化されるし、また、理学療法士やレクリエーション・セラピー（recreational therapy）のような資格を有する職員、その他各種の訓練をつんだ職員を募集できる。

(5) 職員の研修

ア 寮母

スウェーデンでは1908年以来老人ホームの寮母（matron）の研修を定期的に行なっている。

この研修は、小地域自治体協会 (association formed by the primary communes) が運営しており、国がその補助金を出している。1960年代の初期は養成期間は3年間だった。そのうちの約6カ月は理論研修に当てられ、その他の期間は老人ホームや病院で実修を受けた。

1964年教育庁はこの研修計画を若干変更して、研修行政を職業訓練を行なう団体に移管した。教育庁は寮母の仕事を次のように定めた。

- (ア) 介護を行なうこと。
- (イ) 入所者を活動させ、リハビリテーションを行なうこと。
- (ウ) 施設管理と職員の指導監督を行なうこと。
- (エ) 経理を行なうこと。
- (オ) 安心感のもてる家庭的雰囲気をつくること。
- (カ) 「入所者」、「集団生活の場としての老人ホーム」及び「関係者（一般団体を含む）との接触」に責任をもつこと。

以上のすべての点において責任を果たしている寮母はほとんどいないと思われるが、種々の分野の仕事を知っていなければならないことは明らかである。3年の長期講習に対するカリキュラムが現在定められており、34週が理論研究にあてられ、92週は実修となる。実修は内科と外科に関する実務（診療所と病院で40～42週）、精神病患者の看病（9～11週）及び老人の介護（38～40週）に分けられる。

現在、寮母の約50%が十分な研修を受けている。

イ 看護職員

最近スウェーデンでは看護婦の養成が変わった。看護婦の免状を得るための養成期間は2年半である。看護職員の養成計画によって中学校卒業後17歳で看護補助員 (nurses-aid) となるコースに進み、続いて実修期間後、準看護婦 (assistant-nurse) や看護婦になることができる。これと同じ養成計画が老人ホームの職員に適用されてきた。即ち、老人ホームの職員は23週の研修を経て看護補助員となり、さらに看護補助員は1年間の実修後、老人ホームの準看護婦講習の受講資格が与えられる。

ウ その他

これらの計画があるため、病院や老人ホームは職員の募集がしやすくなっている。しかし、若者を多数採用するのはむずかしい。毎年約35,000人の若者が職業訓練を受けてきたが、そのうち5,200人だけが公衆衛生、医療、老人介護等の種々の看護業務に従事している。この従事者数は非常に少なく、必要とされる職員はこ

の4倍である。

(6) イエテボリー・コミュニティの老人ホーム対策の考え方

イエテボリー・コミュニティには1970年9月30日現在、11カ所の老人ホーム（定員982人）を設置している。そして入所待機者のリストには、2,170人が登録されている。こうした状況のなかで同コミュニティは老人ホームのあり方について絶えず研究しているが、老人の施設介護の指導原理を「年金受給者（老人）が充分かつ適切な介護を受けることができる老人生活に適した住居をつくること」としている。こうした方向づけは、老人ホームという言葉 新しい形態の施設としての老人サービス・ハウスという言葉に置き換えることによって示される。

最近の老人ホームは、主として健康老人のため建てられているが、個室（居室）はかなり狭く、談話室は比較的ゆとりがあった。しかし、同時に相当看護を必要とする者も入所してきたのでこれらの者の介護をしなければならなかったし、彼等は社会生活（他人との談話等）、趣味、仕事等には余り興味を示さなかった。こうした状態のため、談話室はそれほど利用されなかった。従って、談話室にかかる費用で個室を広くしたいという考えがでてきた。こうして、サービス・ハウスは従来の談話室の面積を利用の実態に合わせて削減し、その代わり居室の面積を増やした。そして居室には居間、寝室、シャワーつきトイレ、洋服ダンス及び簡易台所をつけた。まことに至れり、尽せりという感じであるが、この考えの基本をなすものは、通常の人に対する社会福祉行政の責任が、老人の介護ではなくて主として住宅問題にあるという点にある。

この形態の施設は、現在1カ所（バック・ヒューズ Backa hus (1970年未完成)）で今後5年間に11カ所に建設される予定である。このサービス・ハウスには居室90があり、その他に談話室、食堂、作業室（手芸等の趣味をする部屋）、浴室、足の治療をする部屋、洗髪室等がある。屋上には庭園があってどの部屋からも庭園に出ることができる。

現在、老人ホームの徴収金は年金額を基準としている。かくて年金受給者は、収入及び資産とは関係なく年金額より120クローネ少ない額を支払っている。また、サービス・ハウスの概念導入により所要経費を家賃と介護費に分けることができた。年金受給者（老人）はコミュニティから住宅手当の支給を受け、それで家賃を支払うこともできる。この住宅手当を受給するには、収入調査をし

なければならない。なお、このバック・ヒューズの総工費は9,500,000クローネである。

(7) パーティレ・コミュニティの施設対策

当コミュニティは人口約21,000でわが国の町程度の自治体であるが、その福祉水準はわが国の人口20万～30万の都市に優るとも劣らない程高い。

年金受給者住宅は116戸、また老人ホームは3施設(定員119人)ある。最も古い老人ホームは1900年に建設されたヨンセレド老人ホームで、定員20人の小規模施設である。救貧院時代の建物を使用しているので、廊下は狭く単身者用の個室はわずか4居室しかなく、他は夫婦部屋か合部屋である。

1931年に建設されたオステボ(Åstebo)老人ホームは、森林に囲まれた閑静な場所にあったが、建設当時は老人が農作業をしながらその収入によって家賃を払う一つの農場であった。しかし、1947年に収入に応じて家賃を払うように定められた。当施設の居室には18世紀や19世紀の由緒ある家具が置いてあったり、百年前のイエテボリーの風景を描いた絵が壁に掛けてあり、入居者がこれらを誇らしげに説明しながら見せてくれた。定員は39人で、単身者の個室は30居室ある。

1969年には近代的なクツレゴルデン老人ホームが建てられた。当施設は、単身者にはすべて個室、また夫婦には2部屋つきの居室となっており、前述した作業部屋、集会室、食堂、図書室等の設備は勿論完備している。わが国にはこれほど立派な施設はない。ストックホルムやイエテボリーのような大都市にこのようなすばらしい施設があっても、驚くに値しないであろうが、パーティレ・コミュニティという田園地帯にある小さな自治体にこれほどの施設があることは、スウェーデン各地の福祉水準の高さを如実に示すものといえよう。

少々余談になるが、在宅対策にしても150人の老人家庭奉仕員を配置し、1970年に彼等の総稼働時間は57,154時間(1人1日当り1.04時間)となっている。このほか在宅老人に対して看護婦を派遣したり、自分で行動が困難な老人に対しては特殊バスやタクシーの利用ができるようにしている。

(8) ウッデバッラのデイセンターをもつ老人ホーム

当コミュニティはスウェーデン西岸のノルウェー国境に近い人口約3万8千人(老齢年金受給者約3,600人)の自治体で、スコグスリックヘメット(Skogslyckehemmet)という老人ホームがある。この施設は内部に地域住民も利用できるデイセンター(daycenter)があり、次に述べるマ

ルメの老人センターと同質のものである。名称はまだ老人ホームで老人センターにはなり切っていない。

施設は5棟の建物からなり、老人ホーム部門は10階の建物で定員110人。各階には食堂、娯楽室及び余暇活動室があり、居住者は自分の階にあるこれらの設備を利用してもよいし、後述するデイセンターの設備を利用してもよいことになっている。即ち、年金受給者は、同コミュニティの提供するオープン・ケア又はクローズド・ケアのいずれでも好きな形態のケアを受けることができるのである。

デイセンターは住居棟と各種サービスを提供する棟からなり、同コミュニティの在宅年金受給者及び身体障害者が自由に利用できるオープン・ケア提供施設である。住居棟はマルメの老人センターにある年金受給者ホテル(pensionershotellet)と呼ばれているものと同じで、年金受給者や身体障害者の住宅である。訪問当時身体障害者5世帯、年金受給者15世帯及び一般人30世帯と一般世帯が最も多かったが、同コミュニティ民生局長の説明によると、一般世帯は徐々に年金受給者世帯に変えて行くとのことであった。身体障害者の住居は、各種設備が彼等の生活に適するよう細かく配慮してあった。デイセンターには、趣味の作業室、理(美)容室、足治療室等があり、また建物の周囲には、一般人も利用できる運動施設もあって、地域福祉活動の拠点ともなっている。

(9) マルメ・コミュニティの老人センター

マルメ・コミュニティは最も老人福祉行政の進んだ地域で老人の増加率も著しい。従って、老人ホームに対するニーズが強く、老人ホームの入所待機者が1,000人以上もいる。こうした状況のなかで従来の老人ホームのあり方に反省がなされ、老人ホームの地域性を一層強化するため「老人センター」(Old people center(英)、Åldrigscenter(瑞))の構想が打出された。このプロジェクトはマルメの社会福祉界の権威者によって考案されたもので、イギリスの老人センターとマルメで一年間運営した小規模老人センター「メランヘドスゴルデン(Mellanhedsgården)」の経験を基礎にしたものである。こうして5カ年計画で5カ所に5つの老人センターを設置することになった。このセンターは、①老人ホーム、②年金受給者ホテル、③コミュニティ・センターの3部門に分かれる。このセンターの構想の意図は、センターの居住者及びセンターの近隣の居住者に医学的にも心理学的にも重要な予防医療を含む効果的の介護を与えることであった(但し、入居者は老人のほ

かに身体障害者もいる)。また、オープン・ケア（在宅介護）とクローズド・ケア（施設介護）を密接に結びつけ、両者を融合させることによってその区分を解消することも目的の1つだった。即ち、近隣の居住者（老人）及びセンター内の老人住宅の居住者と同一場所で、同一のサービスを提供することにより、これらの者が全く同質視され従来の老人ホームがもつイメージを完全に払拭することを目的としている。今や「老人ホーム」という閉鎖的な概念を捨てて新しい概念を導入すべき時期にきている（但し、現在はまだ年金受給者の住宅だけを年金受給者ホテルとっており、「老人ホーム」の概念はセンター構想のなかでも使用されている。）

イエルフアツラ・コミュニオンでも「老人ホーム」(home for the aged) という呼称をやめ「ゲスト・ホーム」(guest home) という呼び方をしていた。以下訪問した老人センター「オーレストントゴルデン」について述べる。

オーレストントゴルデンはマルメの海岸に面した地域にあるリンハム地区の中央にあり、地域住民（老人）に教養娯楽の場として利用されている。このセンターの活動とサービスの対象は年金受給者と身体障害者である。センターは次の3部門により構成されている。

ア デイ・センター (The day center)

イ レジデンシャル・ホテル(The residential hotel)

ウ 老人ホーム (The home for the aged)

ア デイ・センター

趣味、娯楽等の活動の場で、土曜及び日曜の休日でも利用できる。作業場では裁縫、手芸、木工等を行なうことができ、作業指導員が指導してくれる。これらの作業は、勿論、生きがい対策の1つで作業を通じて生活に刺激を与えることにある。作業場には織物機械、木工器具、施盤等の機械類が配置され、設備についても充分配慮されている。前述したようにこの作業場は販売を目的とした生産も行なっている。取引先はマルメ生産工場 (Malmö Production Workshops)。賃金は生産量に応じて支払われる。

娯楽関係設備としては、カラーテレビを備え

た談話室、演劇、講演、映画等を行なう集会室等がある。多数の書籍と新聞が閲覧できる図書室も常時利用できるようになっている。また、ビリヤード室もある。

飲食関係設備としては、毎日午前8時から午後4時まで開いているレストラン、午前11時から午後6時まで開いているカフェテリア（セルフ・サービス店）及び午前12時から午後8時まで開いているバー（酒屋）がある。その他身体障害者のための機能訓練室がある。

イ レジデンシャル・ホテル

これは56戸のアパートからなる地上3階の建物で、年金受給者の住宅である。31戸のアパートは2室、また25戸のアパートは1室である。このなかには身体障害者のため特別な設備をしたアパートが若干ある。各アパートには急病の場合などにセンターの職員に連絡するための設備と電話を備えている。

ウ 老人ホーム

2棟からなる老人ホームは、144人の年金受給者（入所者）に介護とサービスを提供している。入所者を12人ずつのグループにまとめ、グループごとに共同で利用できる設備、例えば、デールーム兼食堂やコーヒーを沸かす程度の台所がある。また、ラジオとテレビを備えた談話室もある。寝室には洗面所兼用のトイレと洋服ダンスがある。

センターの戸外にも入所者や来訪者の便宜を考えた各種の施設を配置している。即ち、デー・センターの中庭には戸外のレストラン、カフェテリア、チェス等をする戸外設備が、また、センターの近くには郵便局、商店街、バス停等があり、これらのものはサービス・センターの入居者の日常生活をより便利なものにしてている。

こうして、老人・センターの老人ホームはもはや従来の意味での老人ホームではなく、質的变化をして老人住宅に脱皮してきたのである。そして地域に密着した一般社会と何等異なることのない生活の場となっている。

ヘルシンキ会議の

スウェーデン外相発言

ヘルシンキで開かれたヨーロッパ安全保障会議で、7月4日スウェーデンのクルスター・ウィクマン外相は次のように演説した。

「好ましい展開への枠組と必要条件で、近年目についたものは、アメリカとソ連が基本的諸問題で共通の利害をもっていることに気付いたことである。

この二大国が軍事的衝突の危険を減らそうとする努力は、すべての国々が歓迎するに違いない。米ソが種々の分野で協力関係を発展させることは、国際社会の利益に合致する。

しかしながら見過してならないのは、ますます緊密化する超大国間の協力が、他の諸国の正当な利益を侵害することもありうるということである。軍事的分野に見られるように超大国が獲得した地位は、その他の国を二国に依存する状態に陥れかねず、そうなれば国家の自己決定権と相容れ難い。それゆえ、不可欠なのは国際緊張緩和への努力が二つの超大国の指導者の会合とか合意とかに限定されることなく、他の国にも種々の多面的交渉に参加する機会を確保するということである。

喜ばしいことに、中立及び非同盟諸国の政策は近年とみに国際的理解を得るようになってきた。またヘルシンキ会議の準備作業の段階で、緊張緩和と安定した平和を保証する方向に諸国家の活動を導くような基本原則に関し、広汎な意見の一致を見た。スウェーデン政府はこの会議をその場限りのものと見なしたくはなかった。我々の見解は、長期的展望から、会議に代表を送るすべての国々に軍備制限の手段を討議する機会が開かれているべきだということであった。

会議の重要な目的のひとつは、異なる社会体制をもつ国家間に、より幅広く強力な経済協力を実現することであった。最近焦点となっているエネルギー及び原料資源に関する問題についても、この面での協力は将来さらに決定的意味合いをもつと考えられる。

さらに一般的性質のもう一つの重要な問題は、諸国間の個人及び団体の交流に関する問題である。

スウェーデン政府にとって情報の自由な流れはそれ自体本質的な価値をもっている。強調したいのは、この会議の結果、情報の交換がより広範囲に、人的交流がより改善されたものにならないならば、会議の価値そのものが減じるだろうということである。

産業活動は輸出用受注で活発化

国内需要は依然停滞

スカンディナヴィスカ・エンシルダ・バンケン (Skandinaviska Enskilda Banken) は6月末の経済情勢報告で次のように述べている。スウェーデンの経済情勢はいまだ不安定である。産業活動が輸出市場から持続的な強い受注を受けて活発化する一方、国内需要はいまだ明らかな回復の徴候を見せていない。

第一四半期の輸出額は昨年同期に比べ、30%以上の伸びを見せ、平均の輸出価格も5%上昇した。主要な輸出市場での異常なインフレ上昇率も、スウェーデンの国際競争力を高める結果となっている。

しかし国内に目を向けると、期待されたような個人消費の伸びは見られず、公式統計に現れた商品部門、サービス部門のどれにもこの四半期に伸びを示したものはない。建築及び土木部門の活動は依然下降を続け、公共部門の拡大傾向も抑制された緩やかな形となっている。

全体として経済活動の伸びが比較的緩慢であるにもかかわらず、消費者物価は今年4月までの12ヶ月間で6.6%も上昇した。しかしこれを国際的に見れば、72年以来の消費者物価の上昇率は比較的緩やかなものだったと言える。これに対し生産部門では原材料費の急激な上昇による価格暴騰の徴候がすでに現われている。当然今年の後半には消費者物価へのはね返りが予想される。

北ベトナムに3億1,400万

クローナの援助

先ごろハノイで調印された協定に基づき、スウェーデンは1973年～74年に北ベトナムに対し総額3億1,400万クローナ(約204億1,000万円)の援助を与えることになった。

これは一国にスウェーデンが与えた援助額とし

てはこれまで最大のものである。

無条件供与として医薬品、病院用設備、紙などと、家族計画に対する援助が、うち1億2,500万クローナ(約81億1,200万円)を占め、残りの大部分は二つの病院新設と、パルプ及び製紙工場建設にあてられる。

スウェーデン政府はまた、ハノイのバク・マイ病院の再建への援助としてスウェーデンで全国的に行なわれている募金に1,000万クローナ(約6億円)を加えることを約束した。

探検家5人の肖像が切手に

世界的に有名なスウェーデンの探検家、科学者の肖像の切手が、9月22日スウェーデン郵政省から発行される。S. A. アンドレ (S. A. Andr e 1854—1897), スヴェン・ヘディン (Sven Hedin 1865—1952), A. E. ノーデンシエルド (A. E. Nordenski ld 1832—1901), アンダース・スパーマン (Anders Sparrman 1748—1820), カ

ール・ピーター・トゥンベリ (Carl Peter Thunberg 1743—1828) の5人である。

アンドレは気球によるバルト海横断と北極への飛行によって知られ、北極飛行の際に仲間とともに遭難した。

スヴェン・ヘディンは中央アジアに関する世界の知識に、地理学的、民族誌学的面で貢献、1902年貴族に列せられた。

ノーデンシエルドの数ある活動の中でも、北極探検が特に有名である。1878~79年に、トウロムセ (Troms ) からベーリング海峡への北東航路をヴェガ号によって拓いた。

スパーマンとトゥンベリはともに生物学者リンネの弟子であった。スパーマンはクック船長の二度目の大平洋への航海 (1772—75) に同行し、トゥンベリの探検地には日本も含まれ、有名な『フローラ・ジャポニカ (Flora japonica)』を著わした。

5種の切手は外国郵便用と予定されており、価格は1クローナである。

(栗原 弘訳)

ドクター・ヘルマンソン女史来駕



本研究所では、世界の新教育者の団体である世界教育連盟 (World Education Fellowship) の国際会議にスウェーデン代表として来日中のエステル・ヘルマンソン女史 (Dr. Ester Hermansson) を招き、8月6日午後1時より丸の内精養軒で歓迎午餐会を開いた。

同女史は、今日のスウェーデンの新学校制度の

産みの親として、スウェーデンのみならず、全北欧の教育界で著名な人で、若くしてオーストリア、アメリカをはじめとする欧米の各国に学び、小学校より大学まで教鞭をとり、視学官もつとめ、近年まで北欧の各大学において教えていたように教育実践家でもあり、理論家でもある。

話題は教育から広く文化についての日瑞の比較に及んだが、1950年の新教育制度のもととなった1946年度学校改革委員会ではアルバ・ミュルダール夫人 (Mrs. Alva Myrdal) と共にカリキュラムを作るのに苦心したことなどのエピソードをきくことができた。

出席者は、高須裕三常務理事、小野寺百合子評議員、中嶋博評議員、河野道夫研究員を加え5名であった。(中嶋博早大教授記)

(資料紹介)

The Bibliographical Institute at the Royal Library (ed.) ;
Suecana Extranea: Books on Sweden and Swedish Literature in Foreign Languages;
Stockholm 1972, 30p.

Sverige—publiciteten i utländsk press ; Utrikesdepartementet Pressbyrån; 94p

Profile of Sweden; The Swedish Institute, Stockholm 1972, 160p.

David Jenkins; *Sweden: the Progressive Machine*; Robert Hale, London 1969, 286p.

Paul Britten Austin; *The Swedes: How They Live and Work*; David & Charles, Newton Abbot 1970, 167p.

Kurt Samuelsson; *From Great Power to Welfare State—300 Years of Swedish Social Development*; George Allen & Unwin 1968, 304p.

Neil Elder; *Government in Sweden—the Executive at work*; Pergamon Press, Oxford 1970, 210p.

Marie & Christian Norgren; *Industrial Sweden*; The Swedish Institute, Stockholm 1971, 186p.

Anna-Greta Leijon; *Swedish Women—Swedish Men*; The Swedish Institute 1968, 160p.

Richard F. Tomasson; *Sweden: Prototype of Modern Society*; Random House, New York 1970, 302p.

Gösta Bergman; *A Short History of the Swedish Language*; rev. ed. The Swedish Institute 1973, 136p.

Israel Ruong; *The Lapps in Sweden*; The Swedish Institute 1967, 116p.

Kell Åström ; *City Planning in Sweden*; The Swedish Institute 1967, 162p.

Niklas Brunius & others; *Swedish Theatre*; The Swedish Institute , 110p.

Lennart Lindkvist (ed.) ; *Design in Sweden*; The Swedish Institute 1972, 114p.

Nils Petter Sundgren; *The New Swedish Cinema*; The Swedish Institute 1970, 57p.

Ruth Link; *Taking Part—the Power and the People in Sweden*; Blanketta Produktion AB, Ekerö 1973, 135pp

Mary ørvig; *Children's Books in Sweden 1945-1970: A Survey*; Printing office of the Austrian Child(-ren's) Book Club, Vienna 1973, 51p.

New Cultural Policy in Sweden—A Proposal; The Swedish National Council for Cultural Affairs & The Swedish Institute, Stockholm 1973, 168p.

Inga-Bodil Gadelius; *Klart japan*; Askild & Kärnekull 1970, 156p.

Håkan Hedberg; *Japans revansch*; Bonniers; Stockholm 1972, 216p.